

平成31年2月

総会議事録

萩市農業委員会

## 平成31年2月総会

### 萩市農業委員会総会議事録

2月19日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

#### ○提出議案

議案第 8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第11号 水田埋立による畑地造成の届出について

議案第12号 現況確認書の交付について

議案第13号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

#### ○出席委員(17名)

1番	原	田	知	美	2番	中	村	博	和	
3番	原	川	久	美子	4番	小	野	村	壽	美夫
5番	藤	田	芳	昭	6番	岡	崎	弘	明	
7番	長	富	繁	美	8番	鳥	田	茂	夫	
9番	品	川	民	雄	10番	田	村	廣		
11番	吉	村	榮	子	12番	守	永	正	範	
13番	松	田	由	美子	14番	矢	次	利	典	
15番	鈴	川	肇		16番	佐	伯	泰	資	
欠席	吉	村	剛		18番	尾	木	武	夫	
欠席	片	岡	兼	雄						

○議事録署名委員

2番 中 村 博 和

16番 佐 伯 泰 資

○議 事

事務局長 只今から、平成31年2月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、会長欠席のため萩市農業委員会規則第3条及び萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長職務代理にお願いします。

会長職務代理 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 中村委員、16番 佐伯委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。

第1項は修正箇所があります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号第1項についてご説明いたします。

第1項につきましては、議案発送後に対象の筆が追加となったことから修正したものをお配りしています。

申請地は、●●●番、登記・現況地目ともに畠、面積852m<sup>2</sup>外12筆、合計5,761m<sup>2</sup>です。譲受人は●●●の●●●さんで、

耕作面積は8, 469m<sup>2</sup>で内容は畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが●●●で生活されており自ら耕作することが難しく、譲受人の●●●さんも●●●地区で本格的に農業経営を始めたい意向があり、双方連盟により申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で畠約8反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん300日、奥さんが200日です。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については1月25日、●●●地区担当の●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●地区で●●●から北東に約1kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、現在、申請地のうち一部は柑橘が植えられていますが、大半は休耕地となっています。取得後は柑橘やブルーベリー、野菜を作付けされる予定です。

農機具の保有状況は、耕運機1台、草刈機を所有されており、今後、軽トラックを購入される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきましては1月25日午後、事務局3名と私とで現地確認をいたしました。全部畠ではありますけれど、売買については、事務局の説明のとおりでよろしいと思います。当日、購入者の●●●さんが居られなかつたので、2月14日に奥さんが●●●の支援員をされて、御主人が●●●地区●●●の事務局を担当しておられ

るということで、何を作るかということについて説明を求めました。最初はねぎ、ブルーベリー、その他野菜という事で、ねぎについては、●●●の法人●●●へ講習を受けに行って、それに基づいて栽培をしようと思っているということでした。先週の土曜日には、地図上で一番下の道路にあります赤い四角いところ県道のすぐ下を親子4人で、子供が2人いるのですが、現地を耕しておられたということで、前向きに対応をしているということを感じました。一部奥のほうには女竹が繁茂しており、これは今から切って開墾するような必要があるという所もありますが、いいのではないかと思いました。よろしくお願ひします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　第2項の説明をお願いします。

事務局　議案第8号第2項についてご説明いたします。

第2項については、母から子への生前贈与となります。

申請地は、大字●●●番、登記、現況地目ともに畠、面積1, 027m<sup>2</sup>ほか5筆、合計15, 791m<sup>2</sup>です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は61, 359m<sup>2</sup>で内容はすべて畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、当該農地は現在、譲受人の●●●さんが経営主として耕作されています。また新規就農された際の補助事業の関係もあり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で畠を約6町耕

作されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん250日、お父さんとお母さん、おばあちゃんが250日です。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については2月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●農業委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●で●●●から北に約3.6kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

當農計画ですが、現在、畑として主ににんじん、一部キャベツやレタスを植えられていました。取得後はスイカや白菜など栽培される品目を増やされ、経営規模を拡大される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機、軽トラックを所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 2月7日に、●●●委員と事務局と●●●さんとで現地確認をいたしました。現地は、適正にキャベツ、人参等作付けされており、●●●さんにつきましては、事務局から説明がありましたように、現在、青年就農給付金事業に取り組んでおられまして、その中で経営開始型というので助成金を頂いております。その中の要件として農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。但し親族から賃貸した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することと書かれています。そのための贈与でございます。よろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ●●●委員さん、この方は●●●へ入られておられるのですか。

第14番 いいえ、●●●の後継者です。

議長 ●●●の、はい。

質疑がないようですので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 議案第8号第3項についてご説明いたします。

申請地は、大字●●●番、登記、現況地目ともに田、面積1,056m<sup>2</sup>です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は17,049m<sup>2</sup>で内容はすべて田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢で耕作が困難となり、農業後継者もいらっしゃらず、譲受人の●●●さんは自宅から近く隣接の農地を耕作されていることから、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。畑と田を合わせて約1町7反耕作されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん250日、奥さんが60日です。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については1月25日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●で●●●から北東に約5.2kmの地点にあり、緑で着

色した箇所となります。

営農計画ですが、現在、田として利用されており、取得後も同様に田として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、小型自走運搬車1台、草刈機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第10番 1月25日、事務局3名と私と4人で現地の確認いたしました。説明にもありましたが、丁度、譲受人の●●●さんの自宅前で一帯が1町7反、2町近い団地になっておりますが、その中に含まれている農地を小作されており、もう1軒の隣家の農地と合わせて1町7反くらい耕作されています。よろしく、ご審議の程、お願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第9号第1項についてご説明いたします。  
議案は4ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

2月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ730m、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畠、面積165m<sup>2</sup>、外1筆、合計381m<sup>2</sup>です。転用者は、●●●番地の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、所有者の●●●さんはご主人が亡くなり、農地の管理が難しいことから売り渡すこととし、宅地建物取引業の免許を持つ●●●が、用途地域内で2区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うもので適当です。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側・西側は市道に接し、南側は宅地、東側は昨年11月に農地法5条の転用許可を受け、現在宅地分譲造成中の土地で、隣接農地はないため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように2つの区画を設けます。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内に溜枡を設置し、北側・西側の道路側溝に流入させ、汚水は、市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、夏みかん樹は伐採し、表土をはいだ後、20cm程度の盛土を行い整地します。道路及び宅地との境界には既存ブ

ロック塀が設置されており、土砂の流出等のおそれはなく適当です。  
以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第 6 番 この件につきまして、2月6日に事務局2名、●●●推進委員、私と4名で現地調査をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。周りに農地もないし、転用後の住宅の隣を建設中ということで、ここはきちんと植えられており、残念だなと思う気持ちもありますが、奥様も1人では無理で仕方がないと思っております。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第9号第2項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

2月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東へ530m、宅地化が進行する第1種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畠、面積210m<sup>2</sup>、転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは所有者の●●●さんの娘さんで、お母さんが相続した農地について贈与を受け、建築面積51.34m<sup>2</sup>、建ぺい率24パーセントの自己用住宅の建築を行うもので適当です。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側・南側は宅地、西側は道路で、東側に譲渡人の●●●さんの畠がありますが、この畠については、同じく●●●さん所有の北側の宅地から進入できるため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、西側道路から進入する形で、このように住宅を建てます。

用排水計画ですが、雨水は、申請地内に溜枡を設置し、西側道路側溝へ流入させ、汚水も、申請地内に合併浄化槽を設け、同じく西側道路側溝へ流入させるもので適当です。

被害防除計画ですが、切土・盛土の造成はせず整地のみを行い、北側・南側の宅地との境界には生け垣が設置されているため、土砂の流出等のおそれなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい、●●●委員お願いします。

第6番　　この件につきまして、2月6日に事務局2名、●●●推進委員、私と4名で現地調査をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。一つ気になったのは、残りの農地を維持できるかどうかでございますが、自分の所有の宅地があり、ここには家が建っておりますが、奥の残っている畠に行くには十分に車に入るスペースがありますので問題はないと思っております。家が建つことについては、そこに住まれるということでありますので問題はないと思っております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　　それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長　　追加議案であります、第3項の説明をお願いします。

事務局　　議案第9号第3項についてご説明いたします。本日お配りしました追加議案（農地法第5条）の資料をご覧ください。

(ビッグパッドに位置図を表示)

3項につきましては、申請締切り後に提出されたものですが、公共工事に係る一時転用で、緊急に許可を必要とするものであることから、追加議案として提出させていただくものです。

2月18日、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ2.9km、萩農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも田、面積1,033m<sup>2</sup>の内255.36m<sup>2</sup>、転用者は、大字●●●番地の●●●さんで、所有者は大字●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、●●●地区において県が行う河川災害復旧工事に伴い、請負業者である●●●さんが工事施工箇所への仮設進入路を設置するため、平成31年3月31日までの期間で一時転用を行うもので適当です。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地の南側に国道490号があり、改修箇所は北側の●●●川の護岸で、この辺りになります。進入路は国道から河川に向かって申請地内的一部に設置されるもので、周辺農地への影響はなく問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、図の上側が国道で、下側が河川になります。国道側から申請地内の仮設進入路を通って工事箇所に入るものです。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、進入路設置部分には養生シートを敷きます。養生シートの上に、農地が道路面より低い位置にあるため、高い所で1.2mの盛土を行い砂利敷きとします。両サイドは45度の勾配で土羽仕上げとするもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、農用地区域内農地であるため、市農林振興課から、一時転用について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではない旨の意見書が提出されています。また、工事完了後は砂利・盛土・養生シートを撤去し、地均しを行い原状回復する旨の誓約書が添付されています。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい、●●●委員お願いします。

第3番　　この件につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりです。緊急を要するということで、昨日18日に事務局2名と私と3名で現地確認に行きました。田んぼの耕作者が●●●会長さんということで、会長さんとしては特に問題はないということで、下にシートを敷いてその上に盛り土を行い作業をされるということでございます。今から農繁期が始まっていますし、台風時期になつたりするので、河川の工事箇所を見に行きましたけれど、崩れた所をおいておくと被害がひどくなるのではないかという感じを受けました。3月31日までの工事ということで、適当ではなかろうかと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　　それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案一)

議長　　議案第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題に供します。

第1項から第14項まで一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。議案は6ページです。

第1項、大字●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 019m<sup>2</sup>、外1筆、合計2, 360m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、●●●さんの経営移譲に伴うもので、解約と同時に●●●さんの息子さんと再度利用権設定済みです。

第2項、大字●●●番、地目、登記・現況とも田、面積2, 013m<sup>2</sup>、外2筆、合計6, 899m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は賃貸人が耕作されます。

第3項、大字●●●番、地目、登記・現況とも田、面積204m<sup>2</sup>、外5筆、合計6, 864m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は●●●さんが借り受け予定です。

第4項から第14項は農地中間管理事業によるもので、●●●を通して利用権設定されていましたが、このたび合意解約されたものです。

第4項及び第5項は、大字●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 453m<sup>2</sup>、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は賃貸人の自己管理です。

第6項、大字●●●番、地目、登記・現況とも田、面積1, 886m<sup>2</sup>、外26筆、合計50, 687m<sup>2</sup>、賃借人は●●●さんです。

第7項から第14項までが賃貸人で、それぞれ自己管理又は別の借り手が耕作予定となっています。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員が挙手)

議長 はい、●●●委員。

第5番 今まで中間管理機構を通して利用権を設定してくださいという農業委員会のいろんな推進であっせんして来たのですけれど、この議

案からみても、農林振興公社が一応やめとなつたときに、この借り手はどうなるのですか。自己管理となっていますけれど、これから法人もこういう形で進んでくると、大変な事態となって来ると懸念がされるのですが、その辺りのアドバイス的な事は、どういう風にされたのですか。

事務局 第2項の●●●さんについては、中間管理事業ではないのですが、●●●委員さんがよくご存知だと思うのですが、●●●委員さんこの説明をしてもよろしいでしょうか。●●●の●●●さんの場合は、●●●地区の担い手の方が早くお亡くなりになられて、法人の方で●●●地区以外を請け負っていくのは、今後難しいということで、返されて所有者さんに耕作していただくという事情があつてこの度、解約されたと聞いております。

第6項の●●●さんの方なのですが、これにつきましては、推進委員の●●●さんに確認したところ、●●●さんの経営を行っていく上で今まで従事分量配当でやられていたものを、今後は、給料制にするという法人さんの経営の転換、そういう事情があつて中間管理事業で貸し借りをされていたもののうち、実際に●●●さんが管理されていた土地と、契約自体は法人の方に出していたけれど、実際は所有者さんが耕作されていた農地というのがあったようで、所有者さんが実際耕作されているという農地については、ご本人さんに耕作してもらうということで、法人と所有者さんとで話し合いをされて、そういう土地については契約をやめて、法人の経営面積からは外すということで、この度の解約に至つたということです。今回の合意解約については、法人さんの経営を変えていくという前向きな姿勢なので、所有者さんも自分でやりますということで、致し方ないかなと思うのですが、●●●委員さんが言われるには、今後法人が預かれない、もうやっていけないということで所有者さんに返した場合に、所有者は何も出来ないという時に、農業委員会としてはどうするのかという事だと思うのですけれど、そういうことでよろしいでしょうか。

第5番 その辺のこれからいろんな出る懸念があるのだけれど、そういう時に、どういうアドバイスをやって、この時たぶん補助金を貰っているはずなんですよ、農林振興公社と契約した段階でその辺のお金を貰って2年が経ち、すぐやめますということは、このお金はど

うなっているのだろうといろんな懸念が出てきているので、その辺を今後の参考までに、いろいろな法人が出てくると思うので聞いてみたのですけれども。

事務局 農林振興課の方に確認しないと正確なことは言えないのですが、集積協力金については、これで解約されたとしても返還ということにはならないと思いますので、問題ないのではないかと思います。

第5番 返還にはならないが、貰って返されたら何のための補助金か、農林振興公社の今までの機能はおかしいのじゃないですか。ただ補助金を貰うために利用して、後はいりませんよでは、ちょっと考え方方が違うのじゃないかと。

事務局 国の政策の事ということですかね。

第1番 あれは10年くらい駄目と聞いたと思うけど。

事務局 確認したいと思います。

第5番 その大きくするために補助金を国が出して、農業法人に支援する。それだけの大きい規模で一緒にやってくださいよという契約がないですか。それが2年経った時に、「じゃあいりませんよ、解約しますよ」じゃ。

議長 今、言われたように、確か私も10年間ほど契約しなさいよ、というようなお話しを以前聞いた感じがしますが、2年で解約となれば問題があるという感じがするのですけれど

第1番 農林振興公社が認めているからということでしょうから、●●●委員さんが言わるとおりでもありますし。

議長 ●●●委員さんが言われるのが筋と思います。だから10年という契約になっていると思います。ですがそれを前もって早い段階で解約するよと、集積協力金も1年で解約、2年で解約ということで問題はないのか、確認してみて下さい。

第 5 番 だから農林振興公社に確認してください。

事務局 集積協力金の返還にならないかは確認したいと思います。最初の契約は10年と言うのは決まっているので、10年契約で、合意解約はそれぞれのご事情があって出てくるものということで、農林振興公社もそこまで、国の方もですが、そこまで追及しないという方針だと思うのですが、例えば、たった1年で全部返すということになれば、補助金のほうも問題になってくるのではないかと思います。

議長 特別の理由があったということ。

事務局 はい、そうですね。補助金返還については確認したいと思います。

第 10 番 中間管理機構に新規に貸したり預けたりするのにも、借り手を連れて来なければならない感じがあるのですが、今の話を聞いていると、上手に使う人はいいけれど、使えない人は補助金をもらうことはできない。

第 5 番 今はもう財源も無くなつてあまり出ないようですが、出来たときに法人は一斉に申請して補助金をもらったんですよ。

第 10 番 徹底しない事業のような気がしていますが。

議長 ●●●委員さん、いいですか。

第 10 番 はい、いいですよ。

議長 他に発言がないようですので、以上で議案第 10 号の報告は終わります。

(報告事案—2)

議長 議案第 11 号「水田埋立による畑地造成の届出について」を、議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第11号第1項、水田埋立による畑地造成の届出についてご説明します。議案は11ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

届出地は大字●●●番、地目は登記・田、現況・畑で、面積755m<sup>2</sup>、届出者は●●●の●●●さんです。届出地は、●●●地区のこちらで、●●●さんの実家が近くにあります。

畑地造成後は普通畑として利用するもので、造成にあたっては産業廃棄物を投機しないこと、埋立て完了後は畑として耕作すること等についての誓約書が添付されており、平成31年1月25日付けで承認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

第15番 議長ちょっと聞きたいことがあります。こういう水田や畑の埋立てに関しての、隣接農地の承諾書などは、全部自分の周りの畑なら問題はないと思いますけれど、他人の畑があれば隣接農地の承諾書はいるのですか。

議長 はい、事務局。

事務局 いま、●●●委員さんがおっしゃったとおり隣接に他の方の畑があれば、隣接農地承諾書を添付して頂いております。今回の場合はご自分の農地だけでしたので付いておりません。

第15番 わかりました。

議長 他にありませんか。発言がないようですので、以上で議案第11号の報告は終わります。

(報告事案一3)

議長 議案第12号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。  
第1項から4項まで一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号についてご説明します。議案は14ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から西へ700mに位置する大字●●●番、登記地目は畠、面積47m<sup>2</sup>、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和●●●年に住宅を新築し、宅地として利用していたが、平成●●●年に国道191号線の道路拡幅の計画に伴い、土地の一部を収用されたため、建物を解体し現在に至っているもので、2月6日に●●●委員、●●●推進委員、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は一部砂利敷きとなっており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第2項申請地は、●●●から南東へ2.7kmに位置する大字●●●番、登記地目は畠、面積69m<sup>2</sup>、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は亡くなった母が耕作していたが、現在の所有者が贈与を受けた時には庭として利用しており、現在に至っているとのことで、2月7日に●●●委員と事務局とで現地調査を行ったところ、申立てどおり、住宅敷地の一部として庭として利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第3項申請地は、●●●から西へ200mに位置する大字●●●番、登記地目は畠、面積132m<sup>2</sup>、外1筆、合計695m<sup>2</sup>、申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は、申請人の母が耕作管理していたが、

高齢化に伴い、20年前頃から耕作しておらず、平成●●●年の水害では、家屋が全壊し、畑には土砂が流入し、現在に至っているとのことで、2月8日に●●●委員と事務局とで現地調査を行ったところ、申請地の一部には灌木が生え、今後復旧の見込みがなく、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第4項申請地は、●●●から北東へ1.7kmに位置する大字●●●番、登記地目は田、面積413m<sup>2</sup>、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和●●●年頃の災害で土砂が流入し、堆積して現在に至っているとのことで、1月25日に●●●委員、●●●推進委員、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第12号の報告は終わります。

(報告事案一4)

議長 議案第13号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」を、議題に供します。

第1項から第4項まで一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局 追加議案第13号についてご説明します。

まず、この議案につきましては、●●●が行う農地売買事業に伴うもので、年度内に買い手の方、実際に耕作される方へ所有権移転を完

了するため、議案発送後の2月14日にあっせん会議を行ったため追加議案として提出いたしました。

それでは説明いたします。通常の3条による所有権移転であれば、農業委員会での議決が必要となり、許可も決議されてからとなります。が、農地利用集積円滑化団体又は、農地中間管理機構が行う、農地売買事業につきましては、届出は必要ですが、許可不要案件となっております。あわせて、今回の案件につきましては、農業委員会のあっせん事業も行っており、2月14日にあっせん会議を行い、●●●地域の●●●委員さんと●●●委員さん及び●●●農地利用最適化推進委員さんにお出席いただいております。萩市農業委員会におきまして、議案記載のとおり、地権者4名、大字●●●番、登記・現況地目ともに畠、面積3,114m<sup>2</sup>ほか17筆、合計39,616m<sup>2</sup>について2月18日に●●●さんへ受理通知を渡しております。

今後、土地所有者から一旦、●●●さんが購入し、のちに●●●さん、●●●さん、●●●さんへ売られることになります。

以上、簡単ですが、ご報告といたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第13号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終りました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会

平成31年2月19日

萩市農業委員会会長

片岡兼樹

委員

佐伯泰資

委員

中村博和